

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人大分県シルバー人材センター連合会(以下「連合会」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 連合会は、主たる事務所を大分県大分市に置き、従たる事務所を別表のとおり置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 連合会は、大分県及び関係市町村並びに関係団体との緊密な連携のもとに、県下において定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第 5 条において同じ。)に係る就業の機会を確保し、これらの者に対して組織的に提供すること等により、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助するとともに、この活動の健全な発展を促進し、これらの者の生きがいの充実や福祉の増進、社会参加の推進を図り、もって活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

(2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のために、職業紹介事業及び労働者派遣事業を行うこと。

ただし、都道府県知事から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 39 条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週 40 時間までとすることができる。」

(3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

(4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、

高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

(5) 県下のシルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員及び職員に対する研修及び講習に関すること。

(6) センターの業務に関する調査研究及び普及啓発活動を行うこと。

(7) センターの業務に対する指導及び関係機関との連絡調整に関すること。

(8) 前7号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

(9) その他連合会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 会員

(種別)

第5条 連合会に次の会員を置く。

(1) 正会員 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条の指定を受けた法人及び連合会の目的に賛同しその事業を理解している次のいずれにも該当する者をその会員とする
団体

ア 原則として60歳以上の健康な者

イ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって生きがいの充実や社会参加を希望する者

(2) 特別会員 連合会の目的に賛同し、連合会の事業運営に必要な学識経験等を有する個人

(3) 賛助会員 連合会の目的に賛同し、事業に協力する個人・企業・団体等

2 前項の会員のうち正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 連合会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

2 会長は、前項の入会の申込みがあった場合は、総会で別に定める入会規程に従って入会の可否を決定し、これを申込者に通知するものとする。

(会費)

第7条 連合会の事業活動に必要な経費に充てるため、正会員及び特別会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 正会員及び特別会員並びに賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 1 年間以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 全ての正会員及び特別会員の同意があったとき。

(退会)

第 9 条 正会員及び特別会員並びに賛助会員は、退会する旨を任意の様式の書面を会長に提出することにより、退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員総数の半数以上であって、正会員及び特別会員総数の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。

- (1) 連合会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 連合会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項により除名しようとする場合は、その会員に対して、総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

3 除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が第 8 条の規定によりその資格を喪失したときは、連合会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 前項の場合において、既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第 4 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 役員報酬等の額及び役員報酬等の支給基準
- (3) 役員賠償責任の免除
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の決算の承認
- (6) 会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種別及び開催)

第 14 条 連合会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 正会員及び特別会員の 10 分の 1 以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において正会員及び特別会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員又は特別会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 18 条 総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は正会員及び特別会員として決議に加わることはできない。

(書面議決等)

第 20 条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事の中から選出された議事録署名人 2 人以上前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 22 条 連合会に、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 13 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を副会長、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第 91

条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、連合会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、連合会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、連合会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は連合会の業務を分担執行する。

5 会長及び副会長並びに常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、連合会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、法人法で定めるところによる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間とする。

5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 監事の解任については、総正会員及び特別会員の半数以上であって、総正会員及び特別会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第 28 条 役員職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 役員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬等及び費用に関する規程による。

(取引制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする連合会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする連合会との取引

(3) 連合会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における連合会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員責任免除)

第 30 条 連合会は、一般社団法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合においては、理事又は監事が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を法人法第 113 条第 1 項の規定により免除できる額を限度として、理事会の決議をもって免除することが出来る。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 連合会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 連合会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長並びに常務理事の選定及び解任
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(開催)

第 33 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法人法第 101 条第 2 項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は同条第 3 項の規定により監事が招集したとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号又は第 4 号に規定する請求があった場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び副会長並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 40 条 連合会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第 41 条 連合会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 連合会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書等」という。)は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。ただし軽微な変更についてはこの限りでない。

2 事業計画書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

3 事業計画書等は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、また、従たる事務所にはその写しを備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 連合会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 前2項の書類は、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 46 条 連合会は、法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であつて、正会員及び特別会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 47 条 連合会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、正会員及び特別会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 48 条 連合会が清算をする場合において有する残余財産は、正会員及び特別会員総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 49 条 連合会の事務を処理するため、連合会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 連合会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 雑則

(委任)

第 51 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益

財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。

2 連合会の最初の会長は久渡 晃とし、副会長は郷司 義明とし、常務理事は加来 正年とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款は、平成 24 年 6 月 13 日から施行する。

5 この定款は、平成 25 年 6 月 13 日から施行する。

6 この定款は、平成 27 年 6 月 11 日から施行する。

7 この定款は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する

8 この定款は、平成 30 年 6 月 25 日から施行する。

9 この定款は、令和元年 6 月 27 日から施行する。

別表(第2条関係) 従たる事務所

所在地	区域
大分県大分市金池町3丁目2番3号	大分市の市域
大分県別府市新港町2番30号	別府市の市域
大分県中津市大字蛸瀬1366番地3	中津市の市域
大分県日田市淡窓一丁目1番1号	日田市の市域
大分県佐伯市長島町一丁目28番2号	佐伯市の市域
大分県臼杵市大字板知屋1257番地の1	臼杵市及び津久見市の市域
大分県宇佐市大字四日市263番地の1	宇佐市の市域
大分県豊後大野市三重町市場870番地2	豊後大野市及び竹田市の市域
大分県国東市安岐町下山口38番地1	国東市の市域
大分県豊後高田市新町1007番地4	豊後高田市の市域
大分県由布市挾間町向原17番地2	由布市の市域
大分県杵築市大字南杵築1678番地	杵築市の市域
大分県速見郡日出町2458番地1	日出町の町域
大分県玖珠郡玖珠町大字岩室24番地の1	玖珠町の町域